

組合員 様  
ご契約者 様

本渡五和農業協同組合  
代表理事組合長 湯貫秋男

## 新聞報道の説明とお詫び

### 1、 今回の新聞報道の経過説明

今回、熊日新聞に掲載されました当 JA における 3 年前の共済端末機不正操作による業務上横領の不祥事件につきましては、今年 5 月に熊日新聞より JA を管理する熊本県農業団体支援課に対して、過去 3 年間に於ける県下 JA での不祥事件の情報開示請求がなされ、それに基づき開示された事案に今回掲載されました当 JA の案件が含まれており、今回の新聞報道となりました。

### 2、 不祥事件取扱いの流れ

当 JA としましては、平成 28 年の発覚当時、不祥事件の取扱要領等に則り、熊本県農協中央会及び、全国共済連熊本県本部への報告後、農協法及び農協法施行規則に基づき速やかに、行政庁である熊本県農業団体支援課に対して報告・届出を行い指導を仰いでおります。また同時に全契約を対象とした類似案件調査を実施し、他に問題のある案件は無かったことが確認できました。その後全国中央会より不祥事要改善 JA に指定され、不祥事再発防止策の策定と実践の徹底に取り組み、約 1 年後に指定を解除されました。また懲戒委員会で本人を懲戒解雇処分とし、役員を含む管理監督者に対しても懲戒処分を実施しております。

### 3、 被害額の回収及び刑事告訴等について

被害対象となった契約については、全額親族より弁済されたことにより契約も元通りとなり、実被害額については発生しませんでした。また、被害者の方全員が親戚・友人だったため、弁済されたことにより刑事告訴についてはしないで貰いたい旨の要請等もあり、刑事告訴はしませんでした。

### 4、 お詫び

結果として、経済的損失が無かったことや社会的影響等が少なかったことを考慮し、理事会に報告のうえ、熊本県中央会及び行政庁の熊本県農業団体支援課までの報告に留め、それ以上の指導が無かった等の理由によりマスコミ等については公表しなかったことが、今回組合員・ご契約者の皆様に対して、多大なご迷惑・ご心配を掛けることになり衷心よりお詫び申し上げます。

この事案後約 3 年が経過しておりますが、その後も継続して不祥事再発防止策に役職員一同、全力を傾け取り組んでおります。

重ねてお詫び申し上げますとともに、今後ともご理解・ご協力をお願い申し上げます。